

傍聴人の注意事項

- 1 委員会を傍聴しようとする人は、受付で傍聴人名簿に住所氏名を記入して下さい。
- 2 凶器等を携帯する人、酒気をおびた人は傍聴できません。
- 3 傍聴人は、いかなる理由があっても議場に入らないで下さい。
- 4 帽子、襟巻、外とうの着用、かさ、つえの類の携帯は、議長の許可を得て下さい。
- 5 会議の録音、議場内の撮影はできません。
- 6 談話、拍手又は委員の言論に対し批評を加えることはしないで下さい。
- 7 傍聴人は、すべて議長の指揮命令に従い、みだりに議場の秩序を妨げるような場合は退場を命ぜられます。
- 8 会議の散会後は、速やかに退場しなければなりません。

那須塩原市農業委員会